

岡垣町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する。

令和7年 6月16日

岡垣町監査委員 久保田 浩一

岡垣町監査委員 谷口 貴之

記

- 1 監査の種類 定期監査（工事監査）

- 2 監査の概要
 - (1) 実施期間 令和7年5月23日
 - (2) 対象課 都市建設課、生涯学習課、デジタル推進課、総務課
 - (3) 対象事項 令和6年度中に完了した工事の計画から完了までの一連の事務処理
 - (4) 着眼点
 - ①起工から工事の完了に至るまでの手続は適正に行われているか
 - ②予定価格、最低制限価格、契約金額は適正か
 - ③実施時期は適切か
 - ④工事（設計）変更は適正に行われているか
 - ⑤工事は適正に行われているか
 - ⑥工事完了後の手続（検査等）は適正に行われているか
 - ⑦工事により取得した施設等は有効に活用されているか
 - ⑧契約に係る事務手続は適正か

3 監査の結果

本監査において、対象課が実施した工事のうち、工事額・工事場所・工事内容等を勘案し、6件を抽出のうえ、起工から完了検査までの関係書類の確認及び現地実査を実施した。

その結果、各工事に係る書類の整備および保管は適正に行われており、現地実査時における職員の説明も的確であると認めた。

特に、中央公民館外壁等改修工事については、工事内容に変更があったものの、担当職員は当該変更内容を的確に把握しており、その説明も十分であった。

今後においても、事務の執行及び事業の管理が、引き続き適正かつ効率的、合理的に行われることを要望する。